

農地の利用状況調査に基づく措置について

【参考例】

農地法第30条第3項に基づく 農業委員会の指導に関する手続き規程試案

この農業委員会は、農地法第30条第3項に基づく遊休農地の農業上の利用の増進を図るための必要な指導に関する手続き規程を次のとおり定める。

- 1 この農業委員会は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査や農地パトロールにより農地の利用の状況等についての調査を行い、次のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及び農地の所有者、以下「農地所有者等」という。）に対し、指導を行う。
 - ① 過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
 - ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地
- 2 この農業委員会は、1の指導に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① その農地所有者等に対して、利用状況調査等の結果を伝え、その耕作の再開についての考え方等の意向を確認した上で、耕作の再開等を指導する。
なお、指導を行ったときは、その都度、経過が分かるよう記録する。
 - ② ①の意向確認の結果、耕作する意思が明確でない又は耕作の再開が見込まれない場合には、あらかじめ遊休農地である旨の通知を行う期日（以下単に「期日」という。）を定め、原則として書面により指導を行う。
 - ③ 書面で指導を行う場合は、次の事項を記載した指導通知書（別記様式1）を農地所有者等に交付する。
 - （ア）①の指導を開始した年月日
 - （イ）農地法第30条第3項の規定に基づく指導である旨
 - （ウ）指導を行う農業委員の氏名
 - （エ）農業上の利用を図るべき旨の指導
 - （オ）期日
 - ④ 口頭で指導を行う場合は、③の事項を農地所有者等に明らかにした上で指導を開始するとともに、期日が到来する1月前までに、期日到来が迫っている旨の農業委員長名の書面を交付する。

3 この農業委員会は、2の期日までにその農地の農業上の利用の増進が図られない場合やその農地所有者等が明確に指導を拒む場合は、直ちに、農業委員会の総会又は農地部会の議決（以下、農業委員会の議決）を経て、その農地所有者等に対し、6週間以内に利用計画届出書（別記様式3）を農業委員会に提出しなければならない旨を付した遊休農地通知書（別記様式2）を通知する。

ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告（別記様式4）する。

4 この農業委員会は、次のいずれかに該当する場合は、農業委員会の議決を経て、その農地所有者等に対し、相当の期限を定めて、勧告書（別記様式5）を作成し、その農地所有者等に勧告する。

また、この農業委員会は、必要がある認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

- ① 利用計画届出書の計画内容が適切でない場合
- ② 利用計画届出書の届出がない場合
- ③ 利用計画届出書の計画に従って農業上の利用が行われていない場合

5 この農業委員会は、4の勧告を受けた農地所有者等が当該勧告に従わないときは、当該農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた農地所有者等に通知する。この場合、所有権の移転等に関する協議を行う者の指定は、所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書（別記様式6）により行い、その農地所有者等への通知は、所有権の移転等の協議を行う旨の通知書（別記様式7）により行う。

6 この農業委員会の職員は、農業委員の指示のもとに、2の指導通知書、3の遊休農地通知書及び利用計画届出書並びに公告、4の勧告書、5の所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書及び所有権の移転等の協議を行う旨の通知書の案を作成するものとする。

利用状況調査を踏まえた遊休農地指導の留意点

平成24年4月27日
全国農業会議所

1. 指導対象

利用状況調査で発見した非利用地（農地法第30条第3項第1号農地）（緑・黄）と低利用地（農地法第30条第3項第2号農地）を指導対象とする。

2. 指導の開始

指導は農地が集団的に利用されている地域等、遊休農地が周辺に及ぼす影響の大きい地域から順次実施することとし、利用状況調査後できるだけ速やかに（原則2ヶ月以内）行うものとする。

3. 指導①（意向確認）

農地法第30条に基づく農業委員会の指導方法として、まず所有者に意向を確認する。

4. 指導②（指導通知・貸付手続き）

意向確認の後、所有者の意向に即して以下の取り組みを行う。

【自ら耕作を再開する旨の意向を示した者】

原則として書面にて指導を行う。なお、書面には、農地法に基づく指導であることや、遊休農地である旨の通知を行う期日（1年間を上限とする）を明記する。

【他者に貸付する旨の意向を示した者】

所有者に利用権設定等委任契約書（農地利用集積円滑化団体への白紙委任）や、農業委員会への農地あっせん申出書の用紙、農地情報提供システムチラシを配布するなど、具体的な手続きを指導するとともに、借り手が見つかるまでの間、維持管理をするよう指導する（様式例・チラシは別添）。

【耕作または貸付の意志が明確でない者】

不在地主や日中に連絡のつきにくい所有者等については、必要に応じて書面にて指導を行う。なお、書面には、農地法に基づく指導であることや、遊休農地である旨の通知を行う期日（1年間を上限とする）を明記する。

5. 遊休農地である旨の通知

自ら耕作を再開する旨の意向を示した者で遊休農地である旨の通知を行う期日までに

農業上の利用の増進が図られていない場合や明確に指導を拒む場合、他者に貸し付けする旨の意向を示した者で委任契約書の提出等がされていない場合には、指導規程に基づき、「遊休農地である旨の通知」を確実に行う。

6. 利用計画届出・勧告等

「遊休農地である旨の通知」を行った後は、利用計画届出書の受理、勧告等、農地法および運用通知等に基づいた対応を行う。

7. 指導件数等の管理

以上の取り組みにあたっては、農地基本台帳において進捗状況の管理を行い、各種調査等（※）における報告に用いる。なお、上記3並びに4を行った場合（口頭を含む）「指導件数」として集計すること。

- ※ ① 農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査（農林水産省調査）
- ② 農業委員会活動の点検・評価（適正化通知に基づいて農業委員会が実施、農林水産省に報告）
- ③ 「農地制度実施円滑化事業費補助金」の実績報告
- ④ 農業委員会活動整理カード（農業委員会系統組織の取り組みとして全国農業会議所が実施し、インターネットで公表） 等

8. 納税猶予制度の特例農地

贈与税・相続税の納税猶予制度の適用を受けた農地である場合は以下の対応を行う。

- ① 指導は必ず書面により実施する。
- ② 書面には遊休農地である旨の通知を行う期日等のほか、当該農地が農業上の利用の増進が図られないときは納税猶予期限が確定する旨を明示する。
- ③ 遊休農地に関する指導は、草刈り等の単なる維持管理に留まらず、当該農地において農作物を栽培し、適正に耕作する内容とする。
- ④ 遊休農地である旨の通知を行うまでの期間は必要最小限とする。
- ⑤ 遊休農地の指導を開始した日から遊休農地である旨の通知を行うまでの間に、少なくとも1回以上、利用状況や農作物の栽培に向けた取組状況等の確認を行い、農業上の利用の増進に向けた取組が行われていない場合は、その都度耕作の再開を促す。

9. 赤判定後の対応

現地調査で赤と判断された土地（森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地）は、市町村が農業委員会に農地・非農地の判断を依頼する。非農地と判定した場合は、「非農地通知」を発出し、農地と判断した場合は、黄（農地法第30条第3項第1号農地）として編入する。

利用状況調査(耕作放棄地全体調査)と遊休農地指導のフロー図

(現地調査) 全体調査と利用状況調査との一体的実施 (市町村と農業委員会との連携)
 ※調査時期(1/1~12/31)と調査期間(全体調査はH32まで)を明記

農地基本台帳(すべての農地)による利用状況調査の実施(農地法第30条第1項)

現地調査を受けて非利用(緑、黄、赤)、低利用に区分

赤「森林・原野化等しているもの」

黄「基盤整備により営農再開可」

緑「簡易な作業で営農再開可」

低利用

(市町村が農業委員会に農地・非農地の判断を依頼)

農地法第30条第3項第1号農地

農地法第30条第3項第2号農地

農地と判断された場合は黄に編入

非農地

農業委員会による遊休農地所有者等への連絡・意向確認

耕作・貸付の意思が明確でない

耕作の意思はあるが再開が見込まれない

耕作を希望

貸付を希望

(解消計画) (意向を反映)

指導 (運用について第3(2)ウまたはエ)

貸付へ向けた手続き

- ①円滑化団体へ白紙委任(利用権設定等委任契約書)
- ②農業委員会への農地あっせん申出書
- ③農地情報提供システムチラシの配布 等

※借り手等が直ちには見込まれない場合は見つかるまでの間の維持管理をあわせて指導

(解消確認)

指導に従わない

遊休農地である旨の通知

利用計画届出

勧告

農地保有合理化法人等と協議・調停

都道府県知事が通知・公告等

(調査結果のとりまとめ)

市町村が集計し、集計結果を都道府県へ提出

平成24年4月

特定利用権の設定

耕作再開

手続き完了

他者への貸付

※ 点線 ー ー ー 内が農地法に基づく指導(書面または口頭による指導(意向確認含む)を指導件数として集計)